

認定要件と必要書類

1) 認定（保育認定・教育認定）とは

認定とは、4月1日時点の子どもの年齢と保育の必要性等により、その区分をあらかじめ認定するものです。

- 教育認定（1号認定）・・・要件：3歳以上
- 保育認定（2号認定）・・・要件：3歳以上で 2) 3) の要件を満たすこと
- 保育認定（3号認定）・・・要件：3歳未満で 2) 3) の要件を満たすこと

2) 保育認定の要件

本市に住所を有し、かつ、保護者（父母とも）が下記の各号のいずれかに該当する子どもであること。

保護者の状況	保育の必要量の認定区分	認定の有効期間
1. 就労している ひと月において、64時間以上労働することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで 3歳以上児：卒園まで
2. 妊娠中であるかまたは出産後間もない 分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで	保育標準時間	分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで
3. 疾病または心身に障害がある	保育標準時間	3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで 3歳以上児：卒園まで 診断書は医師の記載日から半年後の属する月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで）
4. 親族を常時介護又は看護している ひと月において、64時間以上介護又は看護することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	
5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	保育標準時間	
6. 求職活動（起業の準備を含む。）中である	保育短時間	入所後3か月間
7. 学校に通っている、職業訓練を受けている ひと月において、64時間以上就学することを常態としている	保育標準時間 又は 保育短時間	就学期間終了日の属する月の末日まで

※ 以上の事由のほか、社会的養護の観点などから子どもの保育が必要と認められる場合は、保育認定をすることがあります。

3) 利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の就労時間などにより保育の必要量が下記の2つに区分されます。施設の開所時間や閉所時間、保育の必要量の区分ごとの利用時間は、施設ごとに設定されています。『別紙（久留米市認可保育所・認可幼稚園・認定こども園等一覧）』を参照してください。

保育の必要量の区分	保護者の要件（就労等の時間）	最大利用時間
保育標準時間	原則 月 120 時間以上	1 1 時間／日
保育短時間	原則 月 64 時間以上 120 時間未満	8 時間／日

- ※ 子どもの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。
- ※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は、保育短時間認定を受けることが出来ます。
- ※ 認定された利用時間以外について、施設が延長保育を実施している場合は、別途施設に料金を支払って延長保育を利用することができます。
- ※ 就労時間等が月 64 時間以上 120 時間未満であっても、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、保育標準時間認定を受けることができますのでお申し出ください。

4) 認定に必要な書類

現在受けている保育認定の要件が変わる場合は、下記書類をご準備の上、子ども保育課（市役所 1 6 階）及び各総合支所市民福祉課にて変更の手続きを行ってください。

なお、変更申請された翌月からの適用となります。

保育を必要とする事由	保護者等の状況	必要書類 ※ 太字 は市指定の様式があるもの
就労	被雇用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労証明書（証明日の3か月以内の日付のもの） ※就労予定の方は、就労開始後に就労証明書の提出が必要です。 ※育休中の方も、就労証明書を提出してください。 ※受付期限（締切日）が提出締切となります。 ※保護者一人につき 1 枚の就労証明を提出してください。 ※入所予定日時点の就労状況がわかるものを提出して下さい。
	自営業	
	農業	
	内職	
出産	妊娠中・出産後間もない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書または親子(母子)健康手帳（出産予定日のわかるもの）
病気	病気療養中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書または障害者手帳など
介護	親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護・介護申立書 ・ 介護される人の診断書または障害者手帳など
災害復旧	災害の復旧活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書、罹災証明書
求職	求職活動中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求職中申立書
就学	就学している又は職業訓練を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学証明書

※就労証明書など各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成（証明および発行）されたものを有効とします。